

4月からの 国民年金

国保年金課 43-9079
八戸年金事務所 44-1742(案内2→2)

国民年金保険料の納付には、口座振替が利用できます！

金融機関などに行く手間が省ける上、納め忘れもなし！

月々50円割引される早割制度！

6か月前納・1年前納・2年前納は、現金納付よりも割引額が多い！



クレジットカード
払いによる割引制
度もあります！

令和5年度 国民年金保険料

【月額】 **16,520円** (4年度より70円減)

※令和5年度の口座振替での1年前納・2年前納の新規受付は、2月末日で終了しました。

申請受付 4/3月～

令和5年度学生納付特例申請の受け付けが始まります

所得が少なく保険料を納めることが困難な20歳以上の学生には、「学生納付特例」制度があります。学生本人の前年の所得が一定額(128万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等)以下の場合、保険料の納付が猶予される制度です。

対象

大学、大学院、短大、高校、高等専門学校、専修学校および各種学校などの在学生(夜間・定時制課程、通信制課程も含む)

申請して承認を受けると

- ①老齢基礎年金の受給資格期間に算入されます(年金額には反映されません)。
- ②万一、障害・遺族基礎年金を受けるときにも、受給資格期間に算入されます。
- ③納付特例期間から10年以内であれば、保険料をさかのぼって納めること(追納)ができます。

ただし、承認を受けてから3年度目以降に追納する場合は、当時の保険料に加算額が上乗せされます。

申請方法

● 2月下旬までに学生納付特例の承認を受けた人のうち、4月以降も引き続き在学予定である人

4月上旬頃に学生納付特例継続申請はがきが送付されますので、必要事項を記入の上、返送してください。

● 初めて学生納付特例を申請する人、または在学する学校が変更になった人

窓口または郵送で申請してください。申請用紙は電話で請求していただくほか、日本年金機構のホームページからダウンロードできます。 <https://www.nenkin.go.jp/>

〈提出先〉市庁本館1階 国保年金課⑦番窓口、南郷事務所、各市民サービスセンター、八戸年金事務所

〈持ち物〉年金番号またはマイナンバーが確認できるもの、学生証の写しまたは在学証明書(令和5年度発行)

【代理人が申請する場合は、上記のほかに次の物も必要です】

▷住所が異なる人…委任状 ▷同じ住所の人…代理人の住所が確認できるもの(運転免許証、健康保険証など)

【注意】八戸年金事務所で本人以外が申請する場合は、同居・別居に関わらず委任状が必要です。

(申請月から2年1か月前までさかのぼって申請できます。ただし、過去の年度分を申請する場合で、
 学生証では在学期間がわからないときは、在学期間がわかる在学証明書などが必要です。)

学生納付特例期間が終了した人へ

3月で卒業した人は、学生納付特例は3月で終了しますので、卒業後に免除を希望する場合は、一般の申請免除の手続きが必要です。